

## 第4回妹背牛町議会定例会 第1号

令和元年12月17日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1) 会務報告
  - 2) 例月出納検査報告
  - 3) 町長 行政報告
  - 4) 教育長 教育行政報告
- 4 委員会報告第3号 付託議案審査の結果について
- 5 妹背牛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 6 同意第 5号 公平委員会委員の選任について
- 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 8 一般質問
  - 1) 広 田 毅 議員
  - 2) 田 中 春 夫 議員
  - 3) 佐々木 和 夫 議員
  - 4) 小 林 一 晃 議員
  - 5) 石 井 喜久男 議員
  - 6) 鈴 木 正 彦 議員

### ○出席議員（9名）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 宮 崎 博 君    | 3番 鈴 木 正 彦 君 |
| 4番 石 井 喜久男 君  | 5番 広 田 毅 君   |
| 6番 佐々木 和 夫 君  | 7番 小 林 一 晃 君 |
| 8番 田 中 春 夫 君  | 9番 赤 藤 敏 仁 君 |
| 10番 渡 会 寿 男 君 |              |

### ○欠席議員（1名）

- 2番 渡 辺 倫 代 君

### ○出席説明員

町 長 田 中 一 典 君

副 町 長	廣 瀬	長 留	次 君
教 育 長	石 井	美 雪	君 君
総 務 課 長	篠 原	敬 司	君 君
総 務 課 参 事	菅	一 光	君 君
企 画 振 興 課 長	廣 澤		勉 君
住 民 課 長	清 水 野		勇 君
健 康 福 祉 課 長	河 野	和 浩	君 君
建 設 課 長	西 田	慎 也	君 君
教 育 課 長	浦 本	雅 之	君 君
農 政 課 長	廣 田		徹 君
農 委 事 務 局 長	山 下	英 俊	君 君
代 表 監 査 委 員	菅 原	竹 雄	君 君
農 委 会 長	瀧 本	賢 毅	君 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	滝 本	昇 司	君 君
書 記	山 下	仁 美	君 君

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（渡会寿男君） 皆さん、おはようございます。本日及びあすの2日間、2番議員、渡辺倫代君より欠席の申し出がありましたので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（渡会寿男君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介します。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） おはようございます。ただいま、渡会議長様のお許しがございましたので、開会に当たり、一言ご挨拶をいたします。

まず、第4回定例会の開催をお願いしましたところ、年末の何かと繁忙きわまります時期にもかかわらず議員各位のご出席をいただき、開催できますことに感謝を申し上げます。また、冒頭、本州では台風19号等の被害でお亡くなりになられた方々のご冥福を祈らせていただくとともに、寒さ厳しき年の瀬に向けて被災地の方々の復興に向けたご当地の頑張りを忘れずにいたいと思っております。また、渡辺総務厚生委員長におかれましては、今回ご本人の手術、療養の関係で残念ながら出席がかなわないとの報告を受けております。一日も早いお元気な姿での復帰を理事者一同願っているところでございます。

それでは、今回定例会に付議されます同意1件、諮問1件、議案25件でございますが、よろしくご審議、ご確定賜りますようお願い申し上げ、開会に際してのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、小林一晃君、田中春夫君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（渡会寿男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月17日と18日の2日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(渡会寿男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、以上2件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長(渡会寿男君) 3、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長(田中一典君) (登壇) それでは、第3回定例会以降の行政報告をさせていただきますと思います。

まず、1番目に、令和元年度妹背牛町功労者表彰でございますが、11月3日に町民会館におきまして総合文化祭の席上で執行させていただきました。表彰者につきましては、公益功労として4名の方が受賞されております。お1人目の星野明博様におかれましては、教育文化の分野で、昭和50年に妹背牛町獅子舞保存会に入会后、幹事として14年、理事として6年、役員を務められました。特に天狗手踊り、獅子の各踊りに精通し、全ての踊りを披露できる唯一の存在であり、会の普及、発展に大きく貢献されましたことによる表彰でございます。お2人目の大塚寿一様におかれましては、産業経済の分野で、深川土地改良区総代を4期16年、北空知農業共済組合損害評価委員を2期6年務められました。また、平成17年からの国営農地再編整備事業妹背牛地区促進期成会役員を14年、同期成会8区地区期成会の会長として13年、1工区換地委員を10年と妹背牛町の農業の発展と8区地区のまとめ役としてご尽力されましたことによる表彰でございます。3人目、4人目の中易正己様、遊佐良一様におかれましては、治安、消防の分野でご貢献されましたので、表彰をさせていただきました。

2番目に、農業と商工業関係についてでございますが、農業の関係として米の出荷状況につきましてご報告をいたします。令和元年度の契約数量15万9,118俵に対し、出荷が15万9,192俵となっており、出荷率は100%となっております。また、転作等の実施状況であります。実施農家186戸、転作面積が857.97ヘクタール、水稻生産目標から換算した面積が2,233.10ヘクタールに対して水稻作付面積が2,256.53ヘクタール、水稻作付面積達成率は101.0%となっております。次に、商工会関係でございますが、11月15日に優良従業員表彰式がとり行われ、24名の方が受賞されております。なお、5年勤続から40年勤続までそれぞれ記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

3番目に、主な政務についてでございますが、こちらにつきましても別紙に添付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

4番目に、建設工事の発注状況についてでございますが、こちらもお手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長の行政報告を終わります。

#### ◎教育長の教育行政報告

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を行います。

○教育長（石井美雪君） （登壇） 9月8日から12月2日までの教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、一般庶務では、10月25日、北海道町村教育委員会連合会研修会では新任教育研修会が開催され、教育委員会の組織、運営など基礎から学んでまいりました。11月13日、北空知市町教育委員会研修会が本町で開催され、カーリングの体験をしていただきました。

次に、学校教育のご報告をいたします。10月12日、小学校学習発表会が開催され、子供たちが生き生きと発表する姿に保護者や地域住民も感動し、大変すばらしい発表会となりました。10月29日、小中学校の合同合唱交流会といじめ撲滅仲間づくり集会在小学校で開催され、児童生徒の交流ときずなを深めました。11月20日、教育委員による学校訪問を行い、授業参観や各校長より学校運営状況などの説明を受けました。

次に、社会教育のご報告となります。9月10日から、英語や他国に興味を持てるよう、毎月2回、ALTによる英語で遊ぼうを開催しております。途中経過ではありますが、3月まで開催しておりますので、ご報告とさせていただきます。10月17日から3日間の日程で、規則正しい生活習慣を身につけるため、小学校を対象に通学合宿を行いました。10月19日、レッツスポーツでは、ペタンク体験を行い、38名の参加をいただきました。

以上をご報告いたします。

なお、ほかにつきましては資料のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 委員会報告第3号

○議長（渡会寿男君） 日程第4、委員会報告第3号 付託議案審査の結果についての件を議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員会副委員長（鈴木正彦君） （登壇） 委員長が欠席しておりますの

で、副委員長の私から報告を行います。

令和元年第3回定例会において付託を受けた案件について、審査の結果決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

付託案件は、認定第1号 平成30年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成30年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件です。

審査の日程は、令和元年10月28日から30日において分科会及び全体委員会を開催いたしました。

審査の結果、以上報告申し上げました日程のとおり審査を行い、本件については認定すべきものと決定いたしました。

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成30年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成30年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成30年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成30年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成30年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成30年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

#### ◎日程第5 妹背牛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（渡会寿男君） 日程第5、妹背牛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、高田英実君、中山義博君、清水泰博君、有馬勇君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高田英実君、中山義博君、清水泰博君、有馬勇君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会補充員には、田中聖喜君、太田芳紀君、石田芳雄、松村雅仁君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中聖喜君、太田芳紀君、石田芳雄君、松村雅仁君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま指名した順序に決定しました。

◎日程第6 同意第5号

○議長（渡会寿男君） 日程第6、同意第5号 公平委員会委員の選任についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）
- 議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 討論を終わります。  
これより同意第5号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第7 諮問第1号

- 議長（渡会寿男君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。  
議案を朗読させます。
- 事務局長（滝本昇司君）（朗読、記載省略）
- 議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。  
副町長。
- 副町長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）
- 議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。  
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時25分

- 議長（渡会寿男君） それでは、再開いたします。  
お諮りします。諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。  
したがって、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第8 一般質問

○議長（渡会寿男君） 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 改めましておはようございます。通告に従いまして次の2件につきまして質問をいたします。

最初に、幼児教育・保育の無償化についてお伺いをいたします。幼児教育・保育を無償化する改正子ども・子育て支援法と低所得者世帯を対象に大学など高等教育を無償化する大学等修学支援法がこの5月に成立し、幼保無償化につきましては、ご案内のとおり10月よりスタートしております。このことにつきましては、安倍政権が掲げる全世代型社会保障の柱とされております。この施策により全国で約300万人が恩恵を受けるとされておまして、我が町、認定こども園、妹背牛保育所も対象となっております。私は、昨年、平成30年度第1回、第2回定例会一般質問で本町の少子化対策、また移住、定住対策と連動させた認定こども園、妹背牛保育所の保育料の無償化について提案と提起をさせていただいておりましたが、国による幼保無償化がスタートした現在、本町における現状とその課題についてお伺いをいたします。

まず、1点目、無償化対象児童数と対象外となった児童数についてお尋ねをいたします。

2点目、北空知管内では深川市が子育て支援重点施策としましてゼロから2歳児の保育料無償化に踏み切ったと承知をしておりますけれども、このことにつきましてどのように把握しているかを伺います。

3点目、幼保無償化によって生ずる課題についてお伺いをいたします。

2件目でありますけれども、本町におきます防犯、とりわけ防犯カメラの設置の必要の可否についてお伺いをいたします。世界の中でも比較的治安がよいとされる日本でありますけれども、ちなみに世界治安ランキング2019年度版では、1位がアイスランド、日本は6位とされております。しかし、全国では連日のように凶悪犯による殺人事件などが発生しております。平成30年度の警視庁犯罪統計によりますと、刑法犯では全国では81万7,337件、北海道におきましては2万5,459件となっております。本町でも安全で安心して暮らせるまちづくりのため、防犯カメラ設置の必要性について町の考えをお伺いいたします。

まず、1点目、本町における防犯カメラの設置の状況についてお尋ねをいたします。

2点目、行政が防犯カメラ設置または推進に当たってのメリット、デメリットを含めた考え方につきましてお伺いをいたします。

以上、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから1点目の幼児教育・保育の無償化について

ご答弁申し上げます。

まず、1点目の無償化の対象児童と対象外児童数につきましては、3歳以上の無償化対象児童数は現在35名となっております。3歳未満児は13名となっておりますが、国基準の非課税世帯の対象はゼロとなっており、多子世帯や町独自の軽減により9名が無償化となっており、議員ご質問の対象外となる人数は残りの4名が無償化対象外となっております。

2点目の深川市の無償化の内容につきましては、議員ご質問の3歳未満児無償化に踏み切ったとのことですが、こちらのほうで認識しておりますのは、課税者の階層により2分の1を軽減しているという形で把握しております。

3点目の無償化による課題についてですが、子育て世代における経済的負担、子育て支援環境整備という面での無償化であります。利用者負担額の減免措置におきましては既にご存じのとおり減免措置がとられており、生活保護世帯、低所得者世帯は事実上もう無償化となっております。そういう世帯にとっては、今回の無償化は新たなメリットはないと言われており、恩恵を受けるのは、それぞれの自治体にもよりますが、ある程度の所得のある世帯、例えば月額5万円程度保育料を払っている世帯であれば、年間にして60万円程度が浮くこととなりますので、その分をそれぞれ何か教育、習い事をさせるというようなことは考えられるのではないかと考えております。ただ、議員ご指摘の国が言っている全世代型社会保障としてどの世帯もひとしく教育を受けられると言われている点におきましては、こういう現実を考えると疑問にも思います。逆に教育格差が拡大するのではないとも言われております。今後もし3歳未満児も全て無償化となれば、利用を希望される家庭がふえてくることも予想されます。実際もう10月1日からスタートして、都市部ではそういう傾向が既に見られており、保育士不足も懸念されております。いずれにしても、無償化の財源に消費税が充てられることになっておりますが、安定した財源確保が課題と考えており、将来子供を産み育てたい、子供がいて楽しいと思える地域社会をどのように構築していくかを考える必要があると認識しております。

以上、3点のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私からは本町の防犯状況について2点答弁いたします。

初めに、防犯カメラの設置状況ですが、把握できました店、また施設関係で6軒の施設が設置が確認できました。しかし、ほとんどが店内向けのカメラ等々、よくて玄関先が写っている状況となっております。屋外の設置に対しましては、確認できたのは2件となっております。そのほか個人で設置している方はいらっしゃるようでございますが、これにつきましては個人情報ともなりますので、確認することは困難であったのが現状でございます。

次に、行政が防犯カメラ設置推進に当たってのメリット、デメリットにつきましては、最近のテレビ等でもよく放映されますが、防犯カメラの映像を見ますと、何かがあったと

きの記録、映像として大変役に立つということが多く見受けられますし、またその場所におきまして防犯カメラがありますと犯罪の抑止、また犯人の逮捕等には効果はてきめんだと思われまゝ。しかし、その反面、設置をしてみますと、その場所を通るたびに、またそこに住まわれている方等々におきましては常に監視をされているという、プライバシーに対しまして確認、また現状におきまして侵害を受けているということもあります。その面がデメリットかと思われまゝ。行政が防犯カメラの設置を行っているまちにつきましては、全国的にはありますが、北海道におきましては確認はできておりません。しかし、本町で実施しております防犯灯設置、電気料助成と同様に町内会に防犯カメラの設置助成をしている市町村を確認することはできました。また、道内でも個人設置に対しまして上限を設け助成している町村も確認はできました。

本町におきまして防犯カメラの設置のための検討につきましては、まだ行ってはございません。新たなる課題としまして検討し、安全、安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） ただいま答弁をいただきましたので、幼保の無償化につきましては大体本町の現状についてはおおむね把握ができました。昨年、1回目の質問でも申し上げましたとおり、第1回、第2回の定例会において私が質問申し上げましたけれども、その第2回の定例会におきまして、私が2歳児未満の保育料の無償化に取り組んでいただいで、人口減少対策、また少子化対策として強力に発信していく施策として実施されてはどうですかと伺いましたら、町長は次のように答弁されておりますので、ここで議事録を抜粋してではございますけれども、ご紹介をさせていただきます。どちらかといいますと、私は全年齢、そして3歳児未満を含めて、できたら半額の方法でいけるかなということで今財政のほうと検討しています。継続性の問題もありますので、慎重にやらせていただきたいと思っておりますけれども、来年度からは必ず着手していきたいと思っておりますと答弁されております。

また、本年度の町政執行方針の中でも、今科から答弁ありましたとおり、3歳児以上を対象として保育料を10分の5に減額すると名言をされております。これに基づきまして、4月から9月分までの3歳児以上の保育料を半減されております。しかし、残念ながら、課長答弁にあったように、2歳児未満につきましては助成措置をされてございません。今お答えの中で、対象外の児童数につきましては13名いて、そのうち9名が町または多子対策ということで無償化の対象になっているけれども、4名が残念ながら対象外であるという課長の答弁でございました。

しかし、幼児無償化と聞きますと、今申し上げましたとおり4名の方が対象外というふうになっておりますけれども、無償化と聞きますと費用が全くかからないというイメージがありますけれども、実はそうではございませんで、先ほどから何回も申し上げておりま

すとおり、2歳児未満の児童につきましては住民税が非課税世帯のみとされており、また給食費、それから延長保育料は除外をされております。

そこで、次のことについて伺いをします。なぜ本年4月から9月分までの保育料減額に当たって2歳児未満について助成措置がされなかったのかをお伺いします。国による幼保無償化がスタートした現在、本町の9月以降の助成措置おりましたはどのようになっているのかをお伺いします。

また、2点目、給食費、いわゆる主食費、お米だとかパンになりますけれども、それとおかず代、副食費と言われておりますけれども、無償化の対象外となったことから、特に低所得者層では保育料は無料になったが、給食費の実費負担となり、いわゆる逆転減少が起きていると言われておりますけれども、本町ではどのようになっているのかをお答えいただきたいと思っております。

次に、防犯カメラの設置につきましてですが、今回質問するために警察のほうに出向きまして、取材をさせていただきました。本町の窃盗事案に限ってですけれども、直近の何年かの件数についてご紹介をしたいと思います。窃盗事案の発生件数につきましては、平成24年度では20件、25年度では11件、26年度では10件、27年度では2件、28年度では5件、29年度では4件、30年度では2件、本年度はまだ少し日にちがございまして、現在のところ4件となっているようであります。これは、いずれにしても認知件数でありまして、本年度の4件のうち3件については住宅に侵入した窃盗事件となっております。警察としましては、犯罪抑止の観点から、官民にかかわらず防犯カメラ設置の有効性を訴えておられました。

防犯カメラ設置に当たっては、プライバシー侵害のおそれから、慎重な運用を求められることも事実でございます。札幌市では、町内会防犯カメラ設置に当たって補助制度がございます。しかしながら、白石区の町内会では、私的空間、いわゆる個人の住宅、または個人の住宅の窓、玄関などが映り込むことによる一部住民の反対によりましてトラブルとなっております。それで、この設置につきまして一時暗唱に乗り上げていたわけでありまして、プライバシー保護の厳格化、例えば映像の一部が映らないように塗り潰すマスキング機能がついたものを補助要件などとした。さらに厳格化したマニュアルを適用して現在運用されております。近年保育所、小学校の子供の声がうるさいとか、除夜の鐘がうるさいといったようなことがトラブルになる今日でありますけれども、町民の方が安心して暮らせるまちづくりのために防犯カメラの設置の必要性を感じておりますけれども、その上で次のことをお尋ねいたします。

1点目、自治体が公共空間と言われる部分、公園だとか公道に当たりますけれども、それに限定した防犯カメラの設置の考えがあるのかを伺います。

2点目、町内会の防犯カメラ設置の推進と導入に当たっての補助制度の創出の考え方があるのかどうかを伺います。

以上を申し上げます、再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 広田議員の再質問に対してご答弁申し上げます。

3歳未満児の保育料の無償化につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、現在いろんな施策によって4名の方が対象外となっており、数の関係ではないのですけれども、来年の4月以降3歳未満児も全員無償化に向けて、現在財政協議を進めているところでございます。

もう一点の副食費につきましては、3歳以上が今副食費実費徴収をさせていただいており、10月以降金額も国基準に合わせて4,500円という形で一律徴収させていただいている中で、この副食費につきましても一応軽減措置が階層によってございます。次年度でいきますと20名程度が実費徴収の形になるのですけれども、副食費につきましては各家庭で一応負担していただく方向で、無償化の方向は考えておりませんが、保育料につきましては今答弁させていただいたように無償化に向けて動いているということでご理解賜りたいと思います。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

（何事か言う者あり）

○健康福祉課長（河野和浩君） 10月以降は今現在の4名の方は実費徴収、その方向は変わっておりません。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から防犯灯につきまして2点、再質問に対してお答えさせていただきますと思います。

初めに、自治体での公園等におきます設置につきましては、現在温泉のほうにつきましては過去いろんな犯罪事案がありましたので、駐車場に向けましての防犯カメラにつきましては設置しております。しかし、公園等につきましては、現在設置はされてございません。この設置につきましてそれぞれ費用の関係等は、まだ積算等を行ってございません。したがって、第9次のこれからのまちづくりの中で含めて検討のほうをさせていただければと思います。

また、町内会におきます設置助成につきましては、先ほど1点、個人に対します助成ということにつきましては、浦河町で個人に対します助成ということで、あくまでも道路に向けた助成ということを行っています。個人の家から自分の地先含めて道路、町道、道道、それぞれ全体を含めた中で道路に向けた設置ということを限定として、一律上限2万円ということで設置に助成しているところもあります。また、議員から先ほどから札幌市等々ございました。その中で設置している防犯カメラにつきましては、ほとんどが1カ月、約30日間記録した中、自動消滅していき、再度また録画していくというのがほとんどの状況となっております。本町におきまして、どこに設置、またどのぐらいの規模で設置、どこの町内で設置、それぞれまだ検討している最中でございます。今後に向けた防犯組織

確立等々を含めた中で検討させていただければと思います。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

5 番議員、広田毅君。

○5 番（広田 毅君） 再々質問では、1 件目の幼保の無償化のみについて再々質問させていただきたいと思います。

今課長のほうからご答弁いただきましたけれども、第9次の妹背牛町総合振興計画策定に当たって町民の意向調査、いわゆるアンケートとられています。この中で町民の意見や要望を反映するには一番どれがいいのかという設問に対して、このアンケートが一番いいとお答えになった方が58.1%、これが一番多いわけです。過半数いらっしゃるわけですが、このことについては当然ご存じのことだと思います。次に、今後のまちづくりでどの分野について重点を置いて取り組むべきかを問う設問では、18歳から49歳、50歳以上ともに移住、定住対策、そして子育て支援の充実が上位を占めております。ここにもございますけれども、町民の方はまだごらんになっていないと思いますけれども、1位が移住、定住対策、2位が子育て支援の充実ということになっております。これは49歳いか、今申し上げましたとおり50歳以上では移住、定住対策ということになっております。移住、定住対策、そして子育て支援ともにリンクをしております、まちづくりをしていく中で施策としては非常に重要度がわかりやすいかと思っております。

先ほど課長から答弁いただいたように、2歳児未満の保育料の無償化については来年に向けて財政のほうから検討されているということですので、ぜひ無償化に向けて頑張ってくださいなと思っております。

また、2点目に申し上げました給食費なのですけれども、実はこの部分については改正前は主食費が保育料と一緒に払われていたのです。そういった関係で、この給食費が外されということに今回なりましたので、主食費と、それから副食費、これが児童を持つ親御さんが負担をしていかなければいけないと。一般的に、主食費、平均的なものといえますと値段でいいますと約3,000円、本町についてはちょっと忘れまして。今課長答弁いただいたことを忘れましてけれども、副食費については本町については4,500円ということだったわけでありましてけれども、これ単純に2つ合わせますと7,000円強、8,000円弱ということになるかと思っておりますけれども、この部分が逆に言うと、さっきも言いました、今まで保育料に含まれていた主食費を今度払わなければようするにというような状況に今回なってしまうわけでありましてけれども、この状況が非常に親御さんにとっては、特に2歳児未満で非常にお金のかかる時期、そして5歳児未満であっても親御さんがまだ所得的にも非常に低い中、児童に係る経費を少しでも軽減してあげて、そして次に向けて貯蓄なりなんなりに備えていただく機会をつくって上げるのも行政の一つの仕事かなと考えております。

改めて最後にお伺いをしたいと思いますけれども、給食費のことについて町長の助成措

置についての考え方を最後お尋ねをしまして、再々質問を終わりたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 広田議員の再々質問に対してご答弁を申し上げます。

認定こども園、妹背牛保育所について、確かに国が10月から施行を始めました保育料無償化の後、来年の3月31日までの対応は私たちはまだしていませんでした。それは、国がはっきりやると約束はしていましたが、本当に施行するのかどうかを実地で見きわめていたわけでございます。

議員ご質問ずっとありましたように、少子化対策、それから子育て支援の大筋においては、移住、定住対策とセットというのが筋だということは充分承知しております、私たち財政のほうともずっと頭を突き合わせ手検討してきた結果、来年の4月1日より3歳未満の保育料無償化に踏み切ろうと考えております。ただ、このことによって低所得者世帯を助けるというよりも、全所得世帯、つまりこれから稼いで働く人たち、それから税金もたくさん払っていただける人たちもこの町に呼び込もうという施策のほうにかじを大きく切りたいと思っております。ただし、先ほど言っております副食費、それから給食費に関しましては、これに関しましては、やはり何もかもを行政が担うという発想は私たちにはございません。食べるものに関しては親御さんが働いて稼いでもらう。そして、その税金の中からこの無償化対象に対してお金を払うという流れは変わってございません。ですから、税金を払えない低所得者に関してはきちんと今まで施策が行われていたとおり、そこは変わりなくやっていますけれども、全てを行政が担うという発想はちょっと私はいかなものかなと考えておりますので、まずは3歳児未満、保育所入所の無料ということでかじを切りたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

続きまして、8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） （登壇） おはようございます。日本共産党の田中春夫です。1点目の小中学校図書館の蔵書状況についてお伺いいたします。

図書は、子供たちの想像力と語彙力を高めるものであり、語彙力とは言葉、単語をどれだけ知っているかの力です。聞きなれない言葉で、最近ではツイッターやSNSで何かの文章の後に語彙力をつけるネット用語が造語的言葉も生まれています。多くの子供たちが気軽にどんな問題でも本を通して学ぶことであり、1冊の本で感動したということもあります。多くの本の魅力は、意外なところから読むことで力がついていきます。文科省調査報告では、文科省の通達によると小学校標準では妹背牛町の基準というか標準では7,430冊、中学校で6,080冊とされています。今妹背牛小学校、中学校でそれぞれ何冊あるのか。基準に達しているのか。達していないとすれば、どのように改善していくのかお伺いします。

次に、学校司書がどのように配置されているのかお伺いします。学校司書教諭と言われ

る学校司書は、設置根拠で文科省では学校図書館法第5条1項で12学級以上の学校には必ず置かなければならない、11学級以下の学校については当分の間設置を猶予するとなっているが、どのようになっているか。学校司書の位置づけは、学校図書館の専門的業務をつかさどるとされています。小中学校で配置されているのかお伺いいたします。

小中学校の児童生徒の図書離れ、活字離れと言われています。しかし、スマートフォン、インターネットなどで短い文章で学習していることも見過ごせません。そんな中で子供たちにどのように図書に親しんでもらうか、学校でどのような取り組みをしているかをお伺いいたします。

次に、2点目の墓地についてお伺いします。年配の婦人から、お骨をどうしているのかと話題にたびたびなりました。また、別のところでは、男性の方からもお墓について妹背牛の場合どうなっているのかねと聞かれることがありました。そこで、今少子化の時代で、子供たちは妹背牛から離れています。お盆に帰ってきて、実家に寄り、お墓参りを済ませて帰るという日程だそうです。家では高齢の夫婦、ひとり暮らしの方が妹背牛の場合5割ほどいると言われています。こうした家族の話の中で、墓じまい、仏壇じまい、寺じまいということをよく聞くようになりました。お骨をお寺に預け、永代供養として納骨している。家族がいなければ、無縁仏として預けている。そうしなければねと話になっています。誰でもが入ることのできる共同墓地、共同型墓地、お墓はつくれないのか、妹背牛でつくることができないのかお伺いします。

共同墓地、共同型墓地とは、個人の墓でなく、石碑、供養塔などの広い地下納骨スペースなどに共同で骨をおさめる新しいタイプのお墓です。この近くでは、深川市ではこのタイプで共同墓地が使用されています。集合墓地、合葬墓地などと呼ばれていることもあり、ここ15年ぐらいで全国に広がっています。かつての共同墓地は、地域で自然発生的に生まれた個人で、あるいは地域の中の共有名義の墓地で、一般的に販売されることはない場所という意味合いが強かったのですが、現在の共同墓地、共同型墓地はそれとは全く異なるものです。現在広まりつつある共同墓地や集合墓地は、そのほとんどがお墓参りする人がいなくてもお寺が恒久的に供養をし続ける永代供養墓です。そのため、ひとり暮らしの方、家族がいなくても自分の亡くなった後の心配はありません。また、共同でお骨をおさめ、大きな墓石をその上に置く合葬の形が多いため、墓石を個人で購入する必要はありません。そのため、個人墓に比べると安価で求めることができます。

従来のお墓は子孫が代々守り継いでいくものでしたが、核家族化などで子供たちは遠く離れて、海外に暮らしている場合も少なくありません。お墓の維持や管理、遠距離のお墓参りなどで子供たちや身内に迷惑はかけたくないと考えている方も多くいます。また、お墓にお金をかけるより、生きているときに楽しみたい。また、経済的に立派なお墓を建てるようなゆとりはないなど、自分のお墓を自分で決めていきたいという方もいらっしゃいます。そういう方々の要望に応え、選択肢の一つである永代供養の共同型墓、それについてお伺いします。

もう一つは、既存の墓地、町内、妹背牛に3カ所あるそれぞれの墓地の空き区画は何区画あるのか。その中で妹背牛墓地について空き区画や墓じまいされた跡地の使用計画はあるのかお伺いします。

また、空き区画の有無や使用について町民にどのように知らせていくのかお伺いいたします。

再質問を留保して終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 小中学校の図書についてのご質問にご答弁させていただきます。

まず、図書蔵書数は、文科省の標準を満たしているのかとのご質問ですが、この学校図書標準というものは平成5年に文科省で定められたものでして、学級数に応じまして標準となるべき蔵書数を定めたものとなっております。現在妹背牛小学校では、6学年6学級とすると標準数は5,080冊となります。本年3月末現在では小学校では7,323冊の蔵書がございます。ただし、この標準数は特別支援学級も含めることとされておりまして、特別支援学級5学級を加えると11学級、そうなりますと標準は7,480冊となりまして、157冊満たしていないという状況になっております。また、中学校では、3学年3学級の標準が5,440冊、これに対しまして本年3月いっぱいの蔵書数が4,788冊と、652冊満たしていない状況にあります。さらに特別支援学級1学級を加えて4学級とすると標準が6,080冊、そうなりますと1,292冊満たないという状況になってございます。

この標準につきましては、あくまでも目安であります。また、特別支援学級につきましては年度ごとに増減するため、必ずしもこの標準に達する必要はないと考えていますけれども、現状で中学校において3学級とした場合でも冊数に満たないのは好ましくない状況にあると考えております。毎年図書の購入予算20万円ということで予算措置しておりますけれども、状況等を見た上で、この予算額の増額等を検討しながら、適切な図書の購入について指導していきたいと考えてございます。

次に、学校司書教諭の配置についてでございますが、小学校では4名、中学校では1名の司書の資格を持った教員が配置されておりまして、小中学校でそれぞれ1名ずつ学校司書を今現在配置しているという状況にあります。議員の質問のとおり、学校司書の位置づけは学校図書館の専門的業務をつかさどるといふふうにされてございますけれども、これに関しましては大規模校では図書館専門業務は可能だと思いますけれども、本町のような小規模校では学年担任あるいは教科担任が兼務発令されておりまして、それぞれ業務多忙な中、図書館業務に携わっているということをご理解いただきたいと考えております。

また、学校における図書に親しむ取り組みですが、小学校におきましては毎週火曜日、木曜日、中学校では毎週水曜日にそれぞれ朝の読書活動時間というのを設けて、そこで読書に親しむ時間を設けてございます。それから、特に小学校になりますけれども、

校内の図書委員やPTA、あるいは悠遊クラブなど、読み聞かせ活動の実施、それから読書発表会、図書の推薦会、自分にとって大切な本の紹介、こういった成長段階や学年に応じ、読書に親し無取り組みというものを実施してございます。読書によりまして想像力が豊かになり、先ほど議員もおっしゃってございました語彙力も上がると同時に、読解力も上がる。また、読書活動をすることによって知能指数も高くなるということが研究結果からも明らかになっております。引き続き適切な読書に親しむ取り組みを指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 墓地について私のほうからご答弁申し上げます。

1つ目の共同墓地、共同型墓地、このようなお墓をつくる考えがあるのかというご質問でございますけれども、墓地の設置や運営、火葬や遺骨の収骨等に関しましては、墓地埋葬等に関する法律により必要な規定が定められておりますけれども、近年は議員ご指摘のとおり、少子化の進行ですとか核家族化、継承者の家庭事情等から、収骨の管理や方法も都市部を中心に少しずつ変化してきているようでございます。遺骨の収骨に関しましては、自治体が設置する墓地、民間の霊園、寺院等の納骨堂などにおさめることとされ、家を単位で収骨することが一般的でありましたけれども、近年の社会情勢の変化に伴いまして複数の遺骨をまとめて収骨できる合同墓を設置する自治体もあります。近隣では、議員ご指摘のとおり深川市もあるのですけれども、砂川市が平成29年に、深川市が平成30年度に1,500体の遺体を収骨できる共同墓を整備してございます。

本町におきましては、今のところ住民等からそのような要望は聞いていないため、現時点では公営の共同墓の設置は考えておりません。もし設置するといったしましても、寺院等の納骨を有する施設をお持ちの関係者と十分な協議をする必要があるということと、深川市以外の北空知の各町にも現状を確認しましたところ、そのような要望等は今のところないということで、設置の予定もないというような回答も得てございますので、ご理解を賜りたいと思います。

2つ目の既存の墓地についてということでございますが、町内3カ所にある墓地の空き区画の状況、またその中で妹背牛墓地の墓じまいされた跡地の使用区画、空き区画の有無や使用についてどのように町民に知らせるのかという質問でございますけれども、妹背牛町墓地設置及び管理に関する条例で規定されております墓地につきましては、小藤墓地、大鳳墓地、妹背牛墓地の3カ所になります。小藤墓地につきましては、平成28年9月定例会におきまして現議長から今後の土地利用と整備についてというご質問がありましたけれども、前住民課長が答弁しているところでございますが、平成21年度に土地整理を実施いたしまして廃止に向けて動いたのですけれども、7区画の使用者と連絡がとれず、廃止にはまだ至っておりません。現在墓標等は建っておりませんが、新規に受け付けを行わないということとしてございます。大鳳墓地に関しましては、面積が4,035平米、128区画を大正7年9月6日に設置しました。現在99区画の使用がありまして、29区

画が空き区画となっております。妹背牛墓地につきましては、面積が2万6,105平米、777区画を明治37年6月10日に設置してございまして、平成10年10月5日に255区画を増設して、あわせて墓地公園として管理してございます。妹背牛墓地の総面積は3万5,120平米で、総区画が1,032価格となっております。現在929区画の使用がございまして、計算上は103区画の区画が空き区画となっております。計算上と申し上げたのは、未測量地、まだ測量していない区画部分、それが28区画分ありまして、現在測量済みの空き区画は75区画となっております。

また、墓じまいされた跡地主要計画はとのご質問ですが、墓じまいされた区画も通常の空き区画として、相談に来られた方には自由に選んでいただいております。未使用地の区画格につきましては番号順に割り当てられるのですけれども、返還された空き区画となつてところは希望に応じて選んでいただいております。返還された場所のほうが駐車場から近かったりですとか、位置的にわかりやすかったりだとかの利点もございまして、その旨をご説明しております。

最後に、空き区画の有無や使用について町民にどのように知らせているのかとのご質問ですけれども、墓地という性質上、特に周知は行っておりません。窓口や電話等でお問い合わせいただきますと住民課の衛生担当職員が対応いたしますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○8番（田中春夫君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は40分に行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。10時40分です。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時40分

○議長（渡会寿男君） 再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） （登壇） それでは、通告に従いまして、きょうは2点ほど質問させていただきます。

1点目、全国的にSNS、いわゆる会員制の交流サイトでございますが、これを通じて見知らぬ人と知り合い、事件に巻き込まれる子供たちがふえております。けさの北海道新聞にも、せんだっての11月の17の日に発生した大阪の小学生女児の栃木県での監禁の記事が載ってございました。この子は、幸いにも自分で監禁先から出て、近くの交番に行き、保護されたわけでございます。その数日後ですか、また別の茨城県の中学生の少女が

35歳の男に監禁されていたということでございます。北海道でも今月の2日ですか、名古屋の20歳の男が胆振管内の女子高校生を札幌市内で連れ回し、名古屋に連れていく目的で札幌駅で2人であるところを警察官に見つかり、逮捕され、この件に関しましては誘拐は未然に防げたわけでございます。

このような事件の背景には、子供たちが親子の関係、また友達の関係などを簡単にSNSに投稿する、そのようなことが実際に起きているわけでございます。その内容の中には、寂しいだとか、家出をしたいなどといったものが数多く見られるということでございます。そして、自分が小学生である、中学生である、高校生であるということでさえ明記する子もいるとのことであります。犯罪者は、そういった気持ちにつけ込んで優しい言葉で巧みに同情し、親切にし、近づいてくるようでございます。道内では今年10月現在、20歳未満の被害者が117名と過去最多を更新しているようでございます。SNSは、大変便利な反面、匿名性や秘匿性が高く、リスクが顕在化しにくい、わかりづらいということでもあります。この件で学校や家庭、地域、そして運営業者も含めた社会全体で被害の防止に取り組んでいかなければなりません。本町に関しましても、この件に対しまして看過することができない案件ではなかろうかと思っております。そこで、本町においての子供のスマートフォンにおける危険性の教育についてお伺いしたいと思います。

1点目に、スマートフォンの利用人数は、小中高でこの人数は把握されているのか。2点目に、利用されている子供たちの保護者との話し合いをされているのか。また、学校で子供向けの教育をされているのか。この3点を伺いたいと思っております。

2つ目に、本町のキャラクターについてのご質問をしたいと思っております。このキャラクターの質問に関しては、けさほど質問された広田議員さんからも過去の話をお聞きして、重複する面があるかと思っておりますが、僕なりの考えをお示ししたいと思っております。ウッチー、あいちゃん、牛丸、そしてカントリーサイン、この4体がキャラクターに制定されたようですが、制定されたように僕記憶したのですが、朝広田議員さんに聞くと、まだ制定はされていないという話でございました。いずれにしろ、このキャラクターというものは町にとって重要な役割を果たすと思っております。

代表的なキャラクターとして九州のくまモンがあります。これは皆さんもご承知のとおり、2011年の九州新幹線の開業の年にあわせて前年の2010年に熊本県がくまもとサプライズ運動、アピールする運動というものを立ち上げたようでございます。なぜかという、熊本県は九州の中で知名度が全く低く、興味関心がほとんど持たれない県だったようでございます。この新幹線を機に、より多くの人に熊本に来ていただきたいということで、2010年3月にこのPRの一環としてくまモンが発表されたと聞いております。作成に当たっては、本町と同様にかなり熟慮され、また反対もあったと聞いております。でも、熊本県のくまモンですが、妹背牛も精神も同じような状態なのですが、動物の漢字と読みがそのまま入っている。鳥取は鳥が入っている。それでいいですと、妹背牛町は牛が入っている。まさしく今4つのキャラクター、全て牛さんが出ているわけですが、非常

にマッチングしたキャラクターかなと思っております。

そこで、キャラクターについてこの4体をどう使い分けていっているのか。それと、使用承認申請というのがあるようですが、この申請に当たっては今のところ何件申請されているのか。また、今後の農産物等のPRをすべく、前段の広田議員さんの質問にもあったように、着ぐるみ、置物等、そういうものを作成する気はやっぱりないのか。キャラクターに関しては3点ご質問したいと思っております。

以上、SNSとキャラクターについてのご質問で、再質問を留保して終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） まず、スマートフォン利用の低年齢化による委員会のSNS被害についてご答弁申し上げたいと思います。

まず、ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSによる被害は何もスマートフォンに限らず、家庭にインターネットに接続されたパソコンがあれば、スマートフォンを持たない子供たちも被害者になる可能性があるという認識で学校では指導しているということをご理解いただきたいと思ひます。また、家庭におきましては、全児童生徒のご家庭で何らかの形でネットにつながったパソコンは保持しているという認識でございます。

まず、スマホの利用人数の把握ですが、小学校、全校児童数118名に対しまして25名、所有のお子さんがいます。内訳といたしまして、2年生で1人、これは動画を見るためのみ使用しているとの報告です。3年生が6人、4年生が4人、5年生が1人、6年生が13人、5年生と6年生は兄弟で1台を持っている、共有しているという回答でございます。また、中学生につきましては、全校生徒48名に対しまして今現在で25名、内訳は1年生で8人、2年生でも8人、3年生が9人との状況ですが、毎年冬休みが終わって3学期が始まるころには3年生はほぼ全員がスマホを持つという傾向にあるようでございます。なお、高校生につきましては義務教育外ですので、保有台数等は把握してございません。

次に、保護者と話し合いをしているのかとのご質問ですけれども、スマホを所有する児童生徒保護者への個別指導というものは学校ではしてございません。あくまでも学校だよりですとか学年だより、こういった通知文によりまして、個人が特定できるような情報の漏えいへの注意喚起、また長時間動画を見ることのないよう時間制限を呼びかけ、またSNSの内容については保護者によるチェック、こういった注意喚起をしてございます。また、参観日におきまして学級懇談会におきまして、あるいはPTA総会、そういった時間を利用いたしまして、専門家をお呼びしてスマートフォンの使用について、またスマートフォンが持つ危機について研修会等を実施しているのが実情でございます。

それから、子供向けの教育をされているのかとのご質問ですが、子供に対しましては、まず学校で一番ネックになっているのがやはり動画あるいはスマホ等を使ったゲーム時間が長くなっているということで、動画視聴の制限を注意している状況でございます。ま

た、SNSを使って他人の誹謗中傷は行わないこと、また個人名が特定できるような情報のアップはしないこと、こういった教育をしているようでございます。また、中学校では特にラインに勤務する職員を講師として及びし、生徒全体に対しましてラインの持つ危険性や使用上の注意点等の指導を実施してございます。また、過去にもラインやインスタグラム等に友達の顔を勝手にアップしてしまったり個人名をアップしてしまったり、そういった生徒もいます。そういった案件については、重大事案に結びつく可能性が非常に大きいということで、そういう児童生徒へは直接保護者も入れて指導しているという状況でございます。また、今回の事件を受けまして妹背牛駐在所もいち早く動いていただきまして、小中学校へ出向き、注意喚起を呼びかけていただいている状況でございます。

以上、学校の取り組みとして取り組んでいる状況についてご説明させていただき、質問の答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは2つ目のご質問の町のキャラクターについてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問、4体のキャラクターの使い分けをするのかとのご質問でございますが、町の公認キャラクターにつきましては、先ほどもお話に出てございましたが、広田議員のほうから幾度とご質問、ご提案していただいたところでございます。町としましても、新たに公募するのではなく、既にある4体の牛のキャラクターを共通のツールとして町のPRなどに有効活用してもらおうほうがよいのではないかというような判断をいたしたところでございます。キャラクターそれぞれの管理部門等に承諾を得て町が一括管理するために、先月11月に妹背牛町キャラクター使用取り扱い要綱を制定いたしまして、簡単な申請方式で町民の方々がこれらキャラクターを使って、例えばシールですとか、包装紙だとかを作成するなどしまして町のPRのために利用していただけるような整備をいたしたところでございます。せっかく4体のキャラクターが既にごございますので、その中から自由に選んでいただき、使っていただければというふうに思っておりますので、特に使い分けはいたしておりません。

次に、2点目の現時点でのキャラクター使用承諾申請はあるのかとのご質問でございますが、キャラクター使用取り扱い要綱制定後、先月町のホームページにおいてそのことにつきまして周知しました。その後、先日ですか、1名の方からお米を送るときにその袋に張るキャラクターのシールをつくりたいということで、使用承諾申請書を様式を持っていきました。現在のところまだ提出はいただいておりませんが、その様式はお渡ししているところでございます。ホームページ上では公開しておりますが、周知不足だというのは今お話を伺いましたので、今後につきましてはキャラクターの使用について広報もせうしの新年号においても周知したいというふうに考えてございます。

それから、3点目の今後農産物等、町のPRをすべく着ぐるみを作成しないのかとのご質問でございますが、以前の一般質問の答弁でも申しましたとおり、仮に着ぐるみを作成

する場合には費用が1体150万から160万程度かかるということで、くまモンはちょっと別格なのでしょうが、ゆるキャラブーム自体が熱が冷めているというようなこの時期に果たしてそこに投資する価値があるのかというふうに甚だ疑問でありますので、そこら辺はなかなか着手しづらい部分ではございます。ですが、イベントなどへの参加の際には、例えば全身ではなくて頭だけかぶるようなかぶりぐるみというものもございますし、フェルト製のキャラクターの縫いぐるみだとかを作成して、それをPRに有効に使っていくというのは検討する価値があるのかと考えてございますので、今後安価でPRに有効な方法を検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） まず初めのスマートフォンの関係であります。課長から学校サイド、また駐在所さん等の応援を得て指導されているということ伺ったのでありますが、昔のガラケーと違ってスマートフォンというのはフィルタリングというのが非常に難しいそうです。今の携帯を契約されるお子さん方というのは、大半が親御さんの契約で機種を買われるということでございます。イコール親御さんが買うときには売る側も親御さんが買われると思込んで、フィルタリングを勧めるということをしならしいです。ただ、このフィルタリングというのは、昨年ですか、法律で販売業者にフィルタリングを義務づけて、かけるようにということになってはございます。ただ、これは子供に関してだけだそうでございます。そういうことも踏まえて、子供さん方も指導すべきものだと思っておりますが、親御さんにも再度、中学校へ入れば、3年生は卒業して一年一年子供たち入ってくるわけで、その都度に親御さんも含めた指導をこれからもしていただきたいなと思っております。道警の旭川方面に、私ごとですが、私の息子、少年課の刑事をしていたころに、旭川の小中学校に毎年3月ですか、出向いて、SNSの講義をしていたということでございます。そのときは親御さんも含めた中で講習をしていた。本町におきましても駐在さんがおる中で、時間の許す限りそういう対応も今後も続けていっていただきたいなと思っております。

それと、キャラクターの件なのでございますが、私せんだって、11月ですか、中北空知の広域連合の廃棄物の議会に行っていました。そのときに私初めてで、お相手どこの議員さんだったかちょっと把握できなかったのですが、河野課長だとかつけられているバッジありますよね、あいもちゃんの、このバッジを見て、それはすてきなバッジでいいバッジですねということ言われたのです。これはどこのバッジですかと言われたとき、これは本町のマスコットのあいもちゃんというバッジなのですよと、赤い羽根共同募金のピンバッジとして500円を募金すればいただけたのですよということで、そうするとその議員さんも、顔が表情がすごく豊かだ。熊本のくまモンも、あれがマスコットになるときに行政とかけ離れた愛きょうのある顔、あれがキャッチコピーとなって集团的に広ま

っていたという話なのです。

それで、4体のキャラクター、どれもすごくかわいらしくていいのですが、私個人的にはあいもちゃんというのは、やっぱりこの表情というのが本当に愛きょうのある表情で、これはマスコットにしてもシールにしても全てにおいて妹背牛のPRなるべくマスコットかなと思っておりますので、着ぐるみの件につきましても160万からのお金がかかるといことありますが、シール等を張って、役場の入り口だとか公共施設の玄関先にでもそういうシールを張るなりして、それこそ課長さんが言われた安価な取り組みをしていただきたいなと思ってございます。

以上で再質問終わります。

○議長（渡会寿男君） 今スマートフォンの件については、要望ですか、質問ですか。

○6番（佐々木和夫君） 要望です。

○議長（渡会寿男君） 答弁要りませんか。そしたら、要望として扱いさせていただきます。キャラクターのPRについても要望でよろしいですか。

○6番（佐々木和夫君） 考え方を。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対してご答弁申し上げます。

この4体の牛をモチーフにしたキャラクターにつきましても、例えば役場から送られてくる窓あきの封筒ですとか、それにそのキャラクターが印刷されていたりですとか、ふるさと納税の記念品の袋にシールとして張っている部分で使っておりますし、今佐々木議員おっしゃられたとおり、特にあいもちゃんにつきましても、社会福祉協議会ですとか、「わかち愛・もせうし」さんのイメージキャラクターとして既に一定程度の町民の方にも浸透しているものと考えてございます。ですが、この中から1つに絞るといことはなかなかできませんので、この中で自由に選んでいただけて使っていただければなというふうに思っていますし、今年町で作成しましたスクリーンバナー、町長とどなたかと写真撮影するときその背景に使うものなのですが、そちらのほうにも今ほど言いました4体のキャラクター全てそちらに使っております。ちなみにですが、先ほど言いましたかぶりぐるみ、例えば4体の分つくとすれば13万程度かかるというような、概算的なものですが、見積もりを出しているところでもありますし、その4体のフェルトの縫いぐるみをつくるとすれば、ほぼそちらも同じような額、13万程度かかるというふうに考えてございますので、これから財政協議を進めて新年度予算に計上できればなというふうに考えてございますので、それらを活用したPRに今後努めたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○6番（佐々木和夫君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で6番議員、佐々木和夫君の一般質問を終わります。

次に、7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君）（登壇） 通告に従いまして2点の問題について質問させていただきます。

第1問目は、ふるさと妹背牛寄附金についての今後の対策についてお伺いをいたしたいと思っております。ふるさと納税寄附金制度については、2008年度から始まり、今日まで14年の歳月が経過をいたしましたところではありますが、最近是全国的に大変に大きな成果と実績が上がっているところであり、本町にあっても平成30年度の決算では寄附金総額が1年で1億7,765万円、件数では1万700件の実績があったことが報告をされているところではありますが、この金額は本町の一般会計の約5%に相当し、本町の人口の3倍の方たちが本町に対して支援と応援をされていることであり、大変に喜ばしいことであります。今後に向けてより一層の支援の輪が広がるよう、行政の立場からも返礼品をはじめネット等を通じて案内等、大衆に向けての尽力をされているところと考えますが、今後より一層の支援の輪を広げて拡大していくに向けて今後どのような対策を考えられているのかをお伺いをいたします。

第2点目は、パーク場に小型のコンプレッサーの設置について考え方を伺いたします。明年5月になれば例年どおり本町のパーク場が再開をされ、町内外の大勢のパークゴルフの愛好者でにぎわうことが想定をされているところではありますが、パーク場では常にコースの整備等でコース等の芝刈り等が行われているところであり、朝方露のあるときや小雨のときなどについてはプレーヤーの靴に芝刈りで刈った草が付着して、なかなか取れないところであり、これを除去するための小型のコンプレッサーの設置が必要であると考え、明年度の予算の絡みもありますので、この時期に質問させていただきます。

以上2点について質問させていただき、再質問を留保し、第1回目の質問といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから、まず議員ご質問の1つ目、ふるさと妹背牛応援寄附についてご答弁申し上げます。

今後より一層の支援の輪が広がるよう、どのような対策を考えているのかお伺いしますとのことでございますが、大きく3つの方法があるというふうに考えてございます。まず、1つ目としましては、新たなインターネットの申し込みサイトの活用ということでございまして、現在はふるさとチョイスというサイトのみと契約をしておりますが、新たにほかの申し込みサイト、例えば名前を挙げますとふるなびだとかさとふる、楽天など多々ございますが、これらと契約することによりましてさらなる寄附者の増加が望めますが、それには当然経費や業務量が大幅に増加いたしますし、新たな返礼品の増強などが必要となってきますので、現状ではなかなかふやすということは厳しいものだというふうに考えてございます。

2つ目としましては、今ほども言いました新たな特産品の開発による返礼品の増強ということございまして、これにはやはり町単独では実施が難しいものと考えてございます。例えば民間ですとか大学等との連携が必要となりますし、それを本格的に稼働するとなれ

ば、専門の部署を立ち上げ、そこに新たな雇用も生まれてくるというふうにもなると考えてございます。いずれにしましても、その部分に関して着手するためには先立ってきちんとその体制を整備してから動き出すべきだというふうに考えているところでございます。

3つ目としましては、メディアや雑誌等を使い、妹背牛町を広く全国にPRし、妹背牛町に関心を持っていただける例えば関係人口ですとか交流人口というものを増加していくような取り組みが必要かというふうに考えてございますし、そうすればふるさと納税へも当然つながっていくというふうに考えております。ですが、それに当たりまして当然多額な経費がかかってきますし、特に影響力のあるメディアですとこちらのほうからお願いしても容易に受けてもらえるようなこともございませんので、もしそのようなチャンスがあれば積極的にそちらのほうに乗っていきたいというふうに考えてございます。

ふるさと妹背牛応援寄附につきましては、国の基準見直し等により対応に苦慮したところではございますが、本年も何とか昨年を上回り、順調に推移しているところでございます。返礼品、特にお米ですが、その確保ですとか必要経費など、これらを見込むのは非常に難しく、本町においては寄附を受けた分だけ返礼品を出せるというような仕組みにはなってございませんので、まず毎年ご寄附いただけるような対応に力を入れ、さらには妹背牛町の知名度を上げるためのPRを行い、裾野を広げたいというふうに考えてございます。また、アイテムをふやすことと同時に、あらゆる方向からその返礼品の増強も研究していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2つ目のご質問、パークゴルフ場の小型コンプレッサーの設置についてご答弁申し上げます。パークゴルフ場の管理委託をしている高齢者事業団さんですとかパークゴルフ協会さんのほうからは、具体的コンプレッサーを設置していただきたいというような要望は伺っておりませんが、改めて関係者から状況を確認した上で、今後エアコンプレッサーの設置が必要かどうかを判断してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君） ただいまの第1問の質問に対して、これからの寄附金の拡大に向けて3点の問題について今後進めていきたいと、そういったことで、1つ目はインターネットの活用、2つ目については特産品の開発、そして3つ目には全国に妹背牛の名を知らしめていくと、これも非常に今後の妹背牛の応援寄附金の増加に向けては大変大きな施策であり、問題であり、進めていかなければならないと思うわけですが、私は私なりに一つの考え方として、これからすぐ正月を迎えます。そしてまた8月にはお盆を迎えるわけですが、そうしたときには各家庭で育ち、妹背牛で育った子供たちや、あるいは孫たちが我が家へそれぞれ子供を連れてたり家族ともども帰ってきて、団らんのひとときをお盆や正月には過ごすわけですが、そうしたときに妹背牛町の今の実態をですね、1億7,765万も30年度に集まった。今年はまだそれを上回る金額が集まりそうだと、そして妹背牛町

の3倍もの人口の方々が、1万700人ものも方々が妹背牛町を応援して寄附していると、そういう実績がある。そういったことが家族団らんの中で話題になるような、そういったシステムづくりというのも大事でないかと。

それには、私はお正月のそういったときだとか、あるいはお盆のそういったときに、せこい話かもしれませんが、妹背牛町が応援寄附金で大変皆さん方にお世話になっておりますと、そしてお礼を兼ねてそんな中でお礼の金額の実態、そして返礼品の内容、そしてインターネットでいろいろやっているそういう状況、そういったものも家庭内で団らんのひとときの話になるような、そういうお知らせ的なものを配付することによって、それが家庭内で団らんのときに、妹背牛をこんなに3倍もの人たちが応援してくれているのか、1億7,000万も集まっているのか、今年は1億8,000万を超えるのでないか。そんな話題が広がるような、そしてそれが息子や娘に、おまえもやっているのか、あるいは友達はやっているのだとか、そういう共鳴の輪が広がっていくのではないかというふうに思うので、私はそういう家族が帰って団らん、そういう時期に行政としてお礼とPRを兼ねたそういった試みればお知らせ的なものを配付して、それがより一層効果の上がる啓蒙につながっていくのではないかと思うので、そういったことに対する考え方を1つ伺いをいたしたいと思います。

それから、2点目のパーク場のコンプレッサーの関係ですが、これにつきましてはほかの町村でも全部が全部そろっているわけではありませんが、そろえております。それで、特に女性のプレーヤーについては、露のあるとき、あるいは雨上がりのときにコースの芝刈ったときにがっちり芝くずがついて、だんだん日が照ってきて乾いていくと取れないわけで、少々手で払ったぐらいでは取れないわけで、そうしたものはコンプレッサーでさっと帰りに吹きつけて払って帰りたい。特に女性のプレーヤーの方が車の中が汚れる、帰って玄関が汚れる。そういったことで、私もパーク下手ながらやるわけですが、そういったことで希望が多いわけですが、来年の予算の絡みもありますので、事業団とも相談して、私はぜひ妹背牛に小型のコンプレッサーをつけていただきたいという、そういったことをお願いして再質問いたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

ふるさと妹背牛応援寄附のPRにつきましては、先ほど答弁の中でも言いましたが、基本的には全国発信したいですとか、既に今年度につきましても9つの雑誌、新聞を通してPRを行ってございます。今ほど小林議員おっしゃられたとおり、お盆ですとかお正月に本町へ帰省される方へのPRというのもふるさと納税の自分のふるさとを応援するという本来の趣旨から考えましてもとても重要なことだと考えてございます。東京妹背牛会ですとか、札幌の妹背牛会につきましても現在活動というか、なくなっておりますので、そこら辺のPRも重要だと考え、例えばチラシがいいのか、どのような方法がよいのかも含めて取り組んでいくような形で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、パークゴルフ場のエアコンプレッサーの設置につきましては、高齢者事業団さんのほうに確認しますと、秋口に数名ですかね、何人かの方から、利用者の方からそこら辺の要望らしき話はあったというふうにも伺ってはございます。近隣のパークゴルフ場では、例えば秩父別町、沼田町には既に設置済みでございますし、深川市、雨竜町についてはその設置について現在検討しているということも確認してございます。そのあたりの状況も踏まえまして、特に設置してほしいという声が今後多ければ対応していきたいとうふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君） ただいまの答弁で第1問目のふるさと応援寄附金については、私が申し上げたお盆や正月にふるさとに帰ってきたときに、そういったときをうまく利用してそうした人たちに共鳴をいただくような、そういうような方法ということで、考えて内容等についてはこれから検討してやっていきたいということでございますので、ぜひそういったことでPRをしていただきたい。それが必ずや大きな相乗効果にロコミでつながっていくことでもあるし、また家庭の中でもこの寄附金がこんなに集まっている。件数についてもそんなに理解している人は少ないのではないかと思いますので、啓蒙にもなるし、ぜひそういったことでお願いをしたいと思いますし、パーク場のコンプレッサーについては、これはほかの町村にもあちこちでもうついていることですし、特に要望もあるわけでございますので、そんなに予算の必要なものではないと思いますので、事業団の方々とよく相談して、ぜひ来年のシーズンには間に合うようお願いしたいと思います。

以上を申し上げます私の質問といたします。

○議長（渡会寿男君） 以上で7番議員、小林一晃君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1時30分

○議長（渡会寿男君） 再開いたします。

昼食前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1、定住促進賃貸住宅建設事業について、今後の事業についてお伺いいたします。今年度の定住促進賃貸住宅建設工事については、残念ながら本年中の実施はなりませんでしたが、検討して来年度は行いたいとお聞きしておりますが、来年度は事業を行うのかお伺いします。

2、来年度に事業を行うのであれば、今までの検討したこと、応募要領など今後の対策についてお考えがあれば伺います。

2、ペペル温泉について、今後の対応の考えをお伺いいたします。1、町長は、本年度の温泉の人員体制、設備、経営状況等の問題で大変ご苦勞なされていると思いますが、来年に対して改善、また運営についてお考えがあればお伺いいたします。

3、観光振興について、新規施設について伺います。1、今はうらら公園、ペペル温泉、カーリングホールが観光振興施設と思いますが、新規施設のお考えがあるのか伺います。

2、町民のアンケートの今後の10年間で整備が必要だと思えるものの中に要望がありました。新規施設として、うらら公園または周辺にキャンプ場の施設があれば各施設の有効利用、集約が見込まれると思いますが、お考えがあればお伺いします。

再質問を留保しまして質問といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから、まず議員1つ目のご質問の定住促進賃貸住宅建設事業についてご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、本年度より当該事業を開始いたしましたが、残念ながら応募が一件もございませんでした。応募がなかった要因を調べますと、町が無償賃貸する建設地の場所が中心街から遠いため安定した入居が望めないという理由ですとか、近隣の建物の落雪が心配だという理由、さらには業者さんなのですが、先に別の仕事を請け負っているため、住宅建設には手が回らないというような理由が主なところでございました。

来年度におきましては、そのあたりも考慮し、建設地となる無償賃貸する町有地は、今年と同じ場所にはなりますが、1区画から2区画に用地面積を広げ、さらには民有地への建設も可能とするような考えでいます。ほかの町有地も検討いたしましたが、駐車場スペースを確保できるような場所がございませんでした。また、建設の棟数につきましても、1棟4戸建てを2棟募集し、募集の対象につきましては町内の個人もしくは法人といたしまして、仮に2棟の応募がなかった場合にはすぐに要綱等を改正いたしまして、町外者も対象とするような形で再募集をかけたいというふうにも考えてございます。また、補助金額につきましては、近隣の状況も把握した上で据え置くことといたしまして、2LDK1戸当たり300万円という形で考えているところでございます。いずれにしましても、本町の移住定住を促進するためにはその受け皿となる住宅を建設することがまず第一歩であり、確実に事業を展開してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2つ目のペペル泉の今後の対応、考え方を伺うのご質問についてご答弁申し上げます。来年の運営ということでございますが、まず現在の人員体制についてご説明させています。年度がわりにベテランの職員の退職が定年退職も含めて複数名の退職がございまして、その欠員が補充されていないということで、現在も求人を行っているところなのですが、なかなか応募いただけない状況でもございます。数時間勤務のパート職員はおり

ますが、実際業務を賄い切れるほどの十分な体制とはなってございません。本来は、売り上げアップのために外回りの営業等にも力を入れたいところですが、人手が足りず、できていないというような状況でございます。この職員の求人に関しましては、本町だけではなく近隣の温泉でもなかなか応募がなく、どこも同じような悩みを抱えているとも伺っているところでございます。とはいえ、嘆いていてもしょうがないわけで、現在の体制でできることをやるしかないというふうに考えてございますし、今後は今までなかなかできていなかった職員との定期的な報告、意見交換の場を設けまして、職員それぞれが共通認識を持った中で同じ方向を向いて仕事ができるような体制づくりに努め、お客さんのニーズに応えられるような創意工夫をしまいたいというふうに考えてございます。

また、施設改修に関しましては、ペペルが令和5年1月にオープン30年を迎えますので、それを機にリニューアルオープンをして集客率アップにつなげたいというふうにも考えてございます。それに向けて、来年度は施設改修に関する調査基本設計を行う予定であります。それを行った上で、どの程度の改修が必要なのか、財政協議も含め総合的に判断したいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3つ目のご質問の観光振興としての新規施設についてご答弁申し上げます。観光に関しましては、本町では地域間競争に加わることなく、地域資源として存在する自然、歴史、文化、食、特産品、産業などを生かした観光づくりを行うことが継続的に無理のない観光振興へとつながるものと考えてございます。現在は、遊水公園うらら内のウオータースライダーなどの遊具施設やパークゴルフ場、カーリングホールなどをペペル周辺にまとめ、遊び、癒やし、食事の連携を図れる取り組みを行ってきたところでございます。

しかし、各施設、設備とも老朽化が激しく、備品についても更新が必要な状況でございます。このたび策定する第9次妹背牛町総合振興計画の中でも、この観光振興に関しましては空知管内及び北空知管内の市町と連携し、観光ルートの開発や観光振興体制の強化を図っていくことと、それに伴いまして広域観光を視野に入れた事業を展開したいというふうに考えてございますし、同時に既存の観光施設、設備の改修、更新を計画的に行い、さらなる充実を図るというふうにうたっております。

また、キャンプ場につきましては、過去の一般質問でも答弁させていただいたところなのですが、仮にうらら公園内につくるとなると、現在利用している利用者との共存が難しくなりますし、場内への車両進入の制限等の問題も生じてくるところでございます。また、土地的なところで地面を、全体的に起伏が多いということなので、そこら辺を平坦にするための工事というのも当然必要となってきます。近年キャンプ場、特にオートキャンプ場なのですが、森や林、清流などの自然を満喫できる広大なフィールドにあるという、このようなキャンプ場に人気が集中しているところでございまして、実際本町においてはそのような適した場所はないものと考えてございます。したがって、キャンプ場の利用者のニーズや施設管理体制、そして財政的負担などを勘案しますと施設建設は厳しいものと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 1番目の定住促進賃貸住宅建設事業についてお伺いいたします。

今の課長の答弁でありますと2区画、1棟4戸を2棟ということで考えているということでございます。それで、応募は町内業者、そして応募がなければ町外業者も、業者というか、町外の人も入れたいという。それで、今考えている公募期間、去年は4月の8日から最初出したのは5月の10日までの応募ということで期間も短く、これでは業者も計画は立てれないという問題が1つありました。まして、2回目にまた応募をやって、いなかったと。だから、来年度に向かって、その公募期間なり、仮にどの時点で公募がないと、そしてどの時点でもう一回町外業者にも応募させると、そういうスケジュール的なものがあるのなら、お聞かせ願いたいと思います。

それと、2番目のペペル温泉についてなのですが、今の課長のお考えだとまだ人も足りないと、来年は努力してやりたいというようなお言葉だったと解釈しております。それで、町民から、今年になってペペル温泉のシステムが変わったのかいと、要はレストランはできた。そして、ある奥様たちがレストランに行きましたと、お昼はちょっと過ぎていたので、2時ごろ行きましたと。そしたら、もう食事は終わっていますと言われたと。そして、何かないのですかと言ったら、ビールなら出せますと。いつこんなシステムに変わったのですかと、前は食べさせてくれたよねというお話もありました。それと、宴会なのですが、1つしかとらないとか、正月ここからここまではとらない。だから、そういうことというのは、電話をかけ予約してからわかったと。それとか、食堂など水曜日が休みだというのも、張り紙1枚あって、それでわかったと。それって本当に町民のためなのかいと。

振興公社といたら、町長もよくおっしゃいます。町民のため、みんなのための温泉だと。だから、そういうシステムの的なものが変わったのであれば、いち早く。その場で決まるわけではないと思うのです。そういうものというのは、あくまでも皆さんでお話しして、今課長言ったようにコミュニケーションをとってやると言っているのです、その中で仮に水曜日は休みにするというのはきょう決まってあしたという話ではないと思うのです。その辺の振興公社の対応というのですか、その辺がちょっと横柄ではないかと言う町民もいらっしゃいます。そういう面でもう少し情報を町民にわかるように、広報で流すとか、宴会だったら、正月に宴会したいのだと、いつも毎年やっておったと。そしたら、電話したら、そこはありませんと、ただありません、できません。何でできないのだと、そしたらいやで終わったと。説明もないと、受付のほうで。今年からは2次会やりますよもないと。その日1件しかとらないというのを初めて聞いたと。だから、そういうもので、さっき課長言ったように、今年と同じように来年も同じことをやるということになると何も変わらないのかというような感じを受けます。

それで、質問なのですが、1つに、そういうシステムの的な問題が起きた場合、今後どのように町民に伝達していくのか、お考えがあればお伺いいたします。

それと、もう一つペペル温泉についてですが、来年、今年は今年でもう終わると思うので、もっと何か、努力しますではなくて、やはり目標を持ってやるべきだと思うのです。だから、目標がもしかあれば、お聞かせ願いたいと思います。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

定住促進賃貸住宅の建設事業に関しましての来年度の応募期間ということでございましたが、確定ではないのですが、おおむね今考えているのは4月の頭から2カ月程度というふうに考えてございます。先ほども申しましたが、仮にそれで公募している棟数満たさない場合は再び応募するという形なので、その後2カ月が経過したら当然締め切りますので、その時点で速やかにまた再募集したいというふうに考えてございますし、事業自体は年度内完成というふうに考えてございますので、当初は早い段階で完成すれば、入居者がもし希望される方がいれば入居していただくようなことも考えていたところなのですが、実際年度がわりだとか、仕事の関係上そういう人の動きがあるときでないとなが入ってもらえないというのも実際のところ話として伺っておりますので、応募期間としては2カ月、その後も同じように2カ月ぐらいという形で、遅くても秋前には着工していただくような形で、ただ冬になるとなかなか大変な部分もあると思いますので、なるべくそこら辺も調整しながら、支障のないような形で募集していきたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと思います。答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから石井議員の再質問について温泉についてご答弁をさせていただきます。

先ほど企画振興課長ご答弁申し上げましたとおり、現在といたしますか、ここしばらく人員の不足というような中で、今年5月、6月に総料理長、そしてもう一名、営業活動、フロントを重視した中で優秀な人材を確保できたというところだったのですけれども、いかんせん人員不足というような中で、あの施設内の業務が余りにも多いということで、私どもが目標に掲げておりました営業活動での集客、これにはまだ今至っていないということは大変申しわけなく思っております。

それと、今はもう改修されておりますが、レストランの営業時間、これが3時から5時、2時間おやすみ、これはアイドルタイムといたしまして、個人でやられているといたしますか、ご家族で経営をされている例えば食堂ですとかお店、これについてはアイドルタイム、2時間という休憩時間を設けないところもあるのですが、旭川もそうですけれども、やはり従業員を抱えているお店、これはやはり休憩時間と、そしてまた夜の営業のための準備時間、このために2時間、3時間という時間をアイドルタイムとしながらやっているところもかなりございます。そんな中で、うちのペペルのほうでも多くの従業員を抱えている中にあることは、当然労基法も守らなければいけないということの中にあることはやはりその休憩

時間、それと夜の宴会等もございます。その準備時間もその間にとっているということ。それと、議員が先ほど、ビールでしたか、ビールしか提供されなかったと、これはまさしく本当です。ソフトドリンクですとかの提供に限って今営業されているというようなことをご理解をいただきたいと思います。

それと、水曜定休日、これについては今解消されておりますが、議員ご指摘のとおり、これについても事前の周知、せめて町民への周知、これに欠けていたということは私も本当に反省をしておるところでございます。それと、それら含めてシステムが何か変わったのかというようなことなのですが、システムのとおいいますか、営業形態を変えたというような中でございますけれども、何度も言いますが、周知不足というものは今後それは気をつけていかなければならないというところがございます。

それと、この間の特別委員会の中で、お正月休みの件がございました。それで、1件しかとらないというご指摘でございましたが、過去から12月31日、1月1日、これは営業時間、19時、夜7時までというような中で、それは一切休みと。それと、過去29、30は今言われたとおり宴会を1件ということでありました。そして、今回それが4日まで宴会の受け付けはしないというようなことでございます。これは、いろいろあります。市場も休みだとか、そういうことの要因もございましてけれども、これに至って、本来であれば、それを早めるのであれば早い11月段階に、どういう手段でもできます。新聞折り込み、チラシできました。それを怠って、こちらの側での変更というようなことで、こちらに至っても本当に周知不足、これは大いに反省するところがございます。

それで、先ほど企画振興課長からもありました。これらを解消すべく、私ども経営陣、社長をはじめ、温泉に対する指導ですとかチェック、この機能が不足していたということは、よく言う連絡、相談、報告、ハウレンソウ、これが欠如していたという中であっては、この間特別委員会のすぐ後に支配人を呼びまして、今後毎月定期的に情報交換等々、経営改善を話そうというような中で今後やっていくということを提示しておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それと、最後に目標でしたか、目標につきましては、これも委員会でお話をさせていただきました。決算見込みにおいて経営状況は決してよくございません。いろんな要素があります。ふるさと納税による委託の規模も縮小されたということもありますが、いかんせんやはり営業活動ができていないという部分、そして今言われたお客様に不信感を与えるようなことも多々あったというようなこともございますから、その営業改善に向けて、今まで述べました内部の問題、議員おっしゃるシステム的な変更、それは本当に周知を図っていききたいというふうに考えておりますので、特段のご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 1つ目の定住促進住宅建設工事についてですが、今大体だと思うのですが、課長のご答弁いただきまして、スケジュール的には4月から6月まで町内業

者と、その後町外業者ということでお話がありまして、仮にそのとおりにやっていたとしても、課長おっしゃるように9月から仮に施工がなされたとして、2区画、1棟4戸、2棟を1つに出すということですよ。分けないということですよ。そしたら、その期間の施工となると大変、調査もありましょう、建築の許可も要るでしょう。そういう形でやるとなかった冬期施工になりますよね、完全に。それを3月まで終わらせると、年度末。それはちょっと難しいのではないかなという問題が懸念されます。それで、これはこれから検討していただきたいのですが、町内業者につきましては去年説明会もやっています。内容は知っております。今回、2区画、1棟4戸を2つというのはわかっていないかもしれない。だから、町内業者の公募を短くすると。1回です。事前に流してもいいです。3月、新年度になってから、こういう公募にしますよと流してもいいです。応募期間は4月から5月いっぱい、その間に準備してください。仮にそれでいなければ、7月で町外業者。これはちょっとこれから検討していただきたいのですが、やはり冬期施工となると300万では、冬期は養生等はしなければならぬし、除雪もしなければならぬし、ちょっと300万ではどうなのかなということもあろうと思うので、その辺をもう一度検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか、お伺いします。

それと、2番目のペペル温泉について、副町長のお答え大変ありがとうございました。来年に向かって、今までのいろんなことがあったと思うのです。それを反省として、まだ3月まで時間があります。どうか皆さんでもう一つ団結して、副町長の言うハウレンソウ、その辺を徹底なされまして、町民にも早く情報を流して営業していただきたいなと思いますので、その辺は新たな決意として何かあればお聞かせ願いたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再々質問に対しましてご答弁申し上げます。

定住促進住宅に関しましては、石井議員おっしゃられるとおり、確かに再募集となればその後のスケジュール的な部分でかなり厳しいものだと考えますし、先ほど仮の話で2カ月、1回目の募集と言いましたのは、雪解けの時期が毎年一定ではございませんので、雪解け後でないとならぬと測量ができなかったりという問題があるのですが、実際今ほどおっしゃられたとおり、町内に限って言いますと、再三説明会等を開かせていただきましたし、現地も見ていただいているようなところもあるので、1回目の募集の期間をある程度短く絞り込んで、2回目をなるべく迅速にできるような形では息ましていきなというふうには考えてございます。

それから、補助金の額に関してなのですが、実際のところ近隣にも確認してみたのですが、どこも予算時期なので、補助金の額を上げるだとか、そういう具体的な話は正直なかなか話してもらえなかったところではあるのですが、この300万で据え置きたいと考えた経緯としましては、やはりこの事業は継続的に続けていきたいというふうな形もありますので、今後ともこの限られた財源の中で計画的に本事業を継続していくためには300

万という額が妥当なのではないかというような判断をしてございますし、ほかに移住、定住の施策がありますので、そこら辺とあわせた形でPRして移住、定住促進へとさらにつなげていきたいというふうに考えてございますので、長いスパンでの考えということで300万というふうにしましたが、今後検討の余地があればいろいろ情報収集しながら判断したいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） 石井議員の再々質問にご答弁申し上げます。

議員の皆様には10月より、元協力隊員2名の公社職員というふうな中でご理解をいただきました。そんな中で、彼ら2名、午前中の一般質問の中にもございましたが、今年もおかげさまでふるさと納税の件数、額が順調に推移をしている中であっては、この事業を受託しています公社、そしてこの2名がより一層そこで頑張ってくださいたい。また、年間通じてそればかりやるわけではございません。当然振興公社の職員なので、温泉の運営にも従事して頑張ってくださいたいというふうに考えております。

それと、目標提示といいますか、先ほど申し上げました総料理長、しょっちゅう役場のほうに顔を出していただいております。そんな中で、総売り上げ、これも大事ですけども、今徹底した総仕入れ額を抑える。それは、当然原価率につながるわけですが、それは本当にまだ目には見えておりませんが、それを徹底してやっていただいておりますので、これは今後それが目に見えた形で出てくる、要するに経営改善という中には出てくると思います。それと、繰り返しになりますが、公社、温泉運営職員と私どもが常に連携して、そして情報は常に発信していきたい、これだけは今後徹底してやってまいりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

次に、3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従いまして一般質問いたします。

町内会及び行政区の再編についてということで質問させていただきます。本町は、少子高齢化により人口減少がどんどん進んでいる現状です。今後もそれを解消するのは難しいのかなという考えをしないければならないのではないかなと考えております。それで、平成25年に妹背牛町の町内会及び行政区の再編について市街地区と農村地区に各委員会を設置し、それぞれの委員会を通して住民の意見、意向を参考に慎重に審議がなされ、その結果次の3点を柱として具申をされました。1つ目には市街地区町内会の再編について、2つ目に行政区、農家地区の再編成について、3つ目に附帯意をつけられ、これらの内容を踏まえて答申されたわけですが、当時の第8次総合振興計画の中ではどのように検討されたのか。また、第9次総合振興計画にどのように取り込まれたのかをお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから、議員ご質問の町内会及び行政区の再編について答弁申し上げます。

この具申の1点目ですか、市街地区町内会の再編成につきましては、今ほどおっしゃられたとおり、平成25年3月に妹背牛町行政区域再編成審議会から具申書の提出をいただき、それを受けまして第8次の中でも検討いたしましたところでございますが、自主的に協議が調った町内会の合併等については、協議調整が必要な場合行政が介入することとしておりました。この後も、現在に至るまでなのですが、町政懇談会や区長副区長合同会議等の場面でもこの状況の確認をいたしましたところなのですが、市街地の町内会の中ではそのような動き、要望は特にございませんでした。

2点目の行政区の再編成につきましても、農事組合が再編された後、同じく町政懇談会や区長会等において、その中で一部将来的な合併の必要性についてという部分は何度かご意見としていただいたところでございますが、現在のところ、将来的ということもございまして、実際具体的な動きという部分ではございませんので、町としましてもそのような把握をして、それに対応した動きは特に行ってございません。議員おっしゃられるとおり、近年人口減少や少子高齢化によりまして行政区、町内会の会員も減少しまして、活動にも支障を来している状況となっているのは当然私どもも把握しているところでございます。町としましても、この行政自体は当然のことながら地域の皆さんの活動などを通して支えられているということは充分わかってございます。このたび策定されます第9次総合振興計画においても、地域活動が困難となり、ほかの地域との統合が必要となった場合には行政が介入し、相談や話し合いの場を設けるなどして合併に向けた調整を図っていくというような施策は載せてございます。今後に向けてはそのような形で考えてございますので、ご理解のほどお願いいたします。

それから、3点目の附帯意見という部分ですが、これは住居表示の部分だと思うのですが、住居表示に向けて実施に取り組むようにという形でその具申の中で要望がございました。その具申の後、担当課においてそのために必要な作業工程、費用等の算出、検討を行った結果、費用対効果の関係でその実施を見送ることとしてございます。現在も、住居表示ではないのですが、行政区での表示を行ってございますが、そのことに関しまして町内、町民の方々にとっても行政区の表示で特に支障がないものというふうに考えてございまして、逆に住居表示を実施することになれば、町民の方々もしくは会社等の事業所がそれに伴ってさまざまな変更手続をしなくてはならない場面も出てきますし、当然それに係る経費等、負担をおかけすることにもなります。さらには、役場にございます各種システム、そちらに住所データが入ってございますので、そこら辺の変更も余儀なくされるということになります。これらのことを総合的に勘案した結果、現在においても検討自体は行ってございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

す。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 答弁ありがとうございました。それで、まず具申書の中身についてなのですが、例えば町内会の格差、人口の格差、それから先般正副区長会議のときにも農家地区の方からお話があったように、居住者の格差という部分が多く話されておりました。今後という形をとられておったのですが、ただしその最後に検討はどんどん進めていかなければならないですよという話があったように、このことについてはいずれ、例えば1区であれば3年、5年と町内会長を続けてやられている方があったり、あとは数名の方で町内会長を回されていたりという現状が物すごく見受けられます。そんな中で、近い将来、10年後の期待予想人口が二千三百何人がしという数字も出されておりましたが、現在より500人程度少なくなる話です。それが本当に進んだときに、しかも少子高齢化という、毎年毎年住民の方1歳ずつ年齢を重ねられていくという現状を踏まえて、現在でも少人数で町内会の会長さんとか役員さんとか維持されているところが5年たったらどうなるのだろう、10年たったらどうなるだろうということで、これ間違いなく何らかの手を打っていかないと町内会活動恐らく破綻していくところがふえてくるのではないのかな。

9次の振興計画の中にもありますように、町内会の役割というのは結構期待されている大きい部分があります。防災なんかも考えますと、本当に町内会活動を大事にしていかなないと、まず共助の部分で成り立たなくなっていくのではないのかなと。公助で幾らすばらしい計画を立てられても、その手前で破綻を来すようであれば、今後の行政運営についてもかなりの心配しなければならない部分がある。そうであれば、その検討を再度する必要があるのではないのか。住民の意見、まだまだきずなという部分があって、言葉には出したい部分もあるのかもしれない。よその町内会と合併するというのは、自分たちの今まで作り上げた住環境を一度フリーにするというか、解体しなければならないという不安もあるかもしれない。でも、それを満足させてあげられるような計画をどうにか組んでいくことは不可能なのか。例えば4分割します。でも、現在の町内会を有効に利用しながらというような方法もとれていくのではないのか。

例えば1区の話をしみますと、1区連合会を大とすると、今の町内会は小の集まりである。だけれども、その中に中くらいの例えば4分割したような、そんな方法もあっていけるのではないのかなというような気もしております。その検討については、本当に進めていかないと間に合わない。本当の5年後、10年後に間に合わなくなることが予想されるので、早目に手を打っていくべきではないのかなという思いもしております。

3番目の附帯意見の中で住居表示もあったのですが、定住促進をこれだけうたう。よそから来た人の話を聞くと、妹背牛って住所表示本当にわからないよねと。こういう意見が出るということは、ひょっとしたらこの表示では住みづらい町なのでないという理解をしたくはないのだけれども、そういうのも頭の中に入れておかなければならないのでは

ないのか。定住促進するためにも、その部分についても再度検討していく必要があるのではないのか。確かに費用はかなりかかるようになる。企業もいろいろな登記の問題だとかいろいろ出てくるかもしれない。だけれども、それは地域で将来のために向かっていくのなら協力をお願いする。妹背牛全体でもうちょっと定住進めよう、もうちょっといい町にしよう。そんな思いも必要になってくるのではないのかなと。そんなことを提起しながら、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、鈴木議員の再質問についてご答弁申し上げます。

今ほど議員申し上げていただきましたは、先般の正副区長会議の中での農家地区からの区長さんのお話だったかと思えますけれども、平成25年ですか、こちらにある具申書、その時点では、今ほど議員おっしゃられました町内会、町の中においてはきずなというのが大切だというような中で、今合併という時期ではないというような連合結論だったかと思えます。それで、その後、町としても当時青写真を提供してという考えは持っておりませんでした。というのは、行政主導で再編をするというようなことではなく、先ほど課長答弁申し上げたとおり、町民の皆さんが自主的にということの中で、今後もどここの町内会、どここの町内会で合併しましょうということであれば、いつでも相談してくださいというようなことでずっと続いております。

あれから6年、7年、当然人口も減少しておりますが、現状としていまだその当時、町内会名挙げてもいいのですけれども、本当に1桁の会員さんの町内会もございます。ただ、それこそ3年も4年も、それとずっと名誉町内会長さんをやられているという町内会もあります。ただ、結果としていまだにそういう合併のご相談はないというような中で、この間の正副区長で申し上げましたことは、町として町が自主的に積極的にというよりも、やはり町民の皆さん方がいう中ではなかなかそれも言いづらいということで、そのきっかけづくりです。町がそれをもってということで、この間町政懇談会、1月末からありますけれども、その中で項目立てはしない中であっても、どうですかというふうに行行政側から各地区の皆さんに投げかけをしていきたいというような考えは持っております。そんな中で、実は合併したかったのだというのも聞こえてくるだろうし、その辺を重視していきたいというふうと考えております。

それと、附帯意見の中の住居表示ですか、確かに町外から来られた方、1区何町内はどこと、電話帳でここですよということもなかなかできませんし、旭川なんか行ったら家の壁に何条何丁目ってあれば、私どももああ、ここなのだというのがわかります。ですから、町外から来られた方にはすごく必要なのかなという必要性を感じますが、ただ先ほど言った、お金のことばかり言ってもあれなのですが、3,000万円ほどもかかりますよ、また個人負担、皆さんにも負担がかかりますよというような中では、果たして本当にそれが今必要なのかということも、検討と言ったらまた怒られますけれども、これは検討していきたいなど。費用対効果と言うまでもないとは思いますが、そこまで本当に

必要なのかということも真剣に考えて今後いきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 今の答弁の中で、検討はされていくという、何らかの仕掛けをするよというようなお答えでよかったのか。

（何事か言う者あり）

○3番（鈴木正彦君） 合併のほうはそれで、何らかの投げかけはしていただけるということで、例えば町内会のことを言うと、うんと小さい町内は10戸、11戸、12戸だとかというところがあったり、自分のところも7年前にはもうちょっとそのきずなで頑張らせてくれよって言った町内会の一つなのですけれども、ただ毎年毎年少しずつきずなは強くなるのですけれども、そのかわりに人が減っていくという現状は間違いなく起こっています。そんな中で、再度考えて検討してという投げかけは必ず必要になると思います。

なぜ10戸だとか11戸だとかという話をしたかという、例えば2つ合併したところで20戸なのですよ。30戸に満たない。30戸に満たないところで、例えばうちの町内会のことを言うと、多分20年前には30数戸あったと思う。間違いなく5年、10年後には少なくなっていく。30戸にしたところで、その先にもう一度また手を加えなければならぬという可能性もあるのかなと。そうであれば、もっともっとマッチング、来たら来たでマッチングしますよではなくて、青写真も本当に出していただいたほうがいいのではないのかというように検討してもらったほうが、そういう投げかけをしていただいたほうがいい時期なのではないのかなというのも含めながら、今後とも検討していただきたい。

最後に、現在新しく町営住宅をつくられているもとの北21町内のところ、あそこでも町内会が正直言うとつukれない状態。もともとあった町内会が一回なくなって、それは当然建てかえ等々あるので、仕方がないことかもしれないけれども、町内会として成り立たない可能性があるというのは建てるほうにしたら大した関係のないことかもしれないけれども、町内会を何とかしなければならぬという町民の、最初に現在のところに建てて2年たったのですよね、あの10戸つくってから。それで前に進んでいけない。正直それは行政のほうでもうちょっと手を打っていただかないと、マッチング程度の考えでやってもらったらそのところはいつまでたっても町内会できない。どこの町内会にも入れない。自分たちでまとまってつくるのもかなり厳しい状態が起こってくるのではないのか。将来的に完成すると四十数戸になり得るところだと思うのですけれども、四十数戸になればどうなのかな。ただ、入られる方の年齢等々を考えていくと、戸数はふえたとしても、先ほど来計画の中にもあったように、多くの人間と多くの年齢層の協力がなければ成り立たないのですよね。町内会は成り立たないのですよね。だとしたら、そんなことも考えながら町内会の再編について積極的関与が必要なのではないのかなということ町の方針を伺

いたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） 鈴木議員の一般質問、再々質問に対して答弁をさせていただきます。

今るる述べられた町内会の特に中の問題、現実は今おっしゃったとおりだと思っております。ただ、具申書の中でありましたように、第8次の中では最初に自主的に協議が始まった行政区の間には調整役として行政が入るという消極的なスタートでありましたし、第9次の中では地域活動が困難になったと、ぼったしましたよというところが手を挙げた場合には行政が介入すると、それがマッチングという言葉なのかどうかわかりませんが、そこを救うために何らかの手だてを振るうというふうの方針が少し高まりました。ただ、今おっしゃいましたように、行政がどういうふうにも主導をとっていくのかという青写真の書き方はやはり第8次のスタートの時点でもまだ躊躇がありました。今は、確かにおっしゃるとおり時間がだんだん過ぎて、ぼったするところがもうあらわれてくるのではないかとこの予想も少しずつ立っております。行政主導という言葉は言葉なので、行政が主導ということにはならないと思っておりますけれども、地区の姿を見ながら、協議会をそこに立ち上げていくような検討の仕方をそれこそ検討していく時期が来たと思っておりますので、今のご質問に対しましてご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

#### ◎散会の宣告

○議長（渡会寿男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、18日は午後2時より本会議を再開いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員